

◆ 令和9年4月着任地域おこし協力隊(りんごの郷担い手)を募集

1. 活動内容

- ・ 地元生産者のもとで就農するために必要な技術や経営知識の習得
- ・ 農業を地域資源とした交流人口拡大等の地域活性化に関する業務
- ・ 活動に関する情報の収集と発信
- ・ 農業行政活動

2. 募集人数

若干名

3. 応募要件

応募条件として、次の条件をすべて満たす方。

- (1) 3大都市圏または地方都市等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村)に住所を有している方
- (2) 採用決定後、朝日町に住民票を異動し居住できる方で活動内容を理解した方
- (3) 令和9年4月1日時点で20歳以上の方
- (4) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (5) 農業に対する関心が高く、任期終了後も朝日町に定住し、朝日町で就農をする方
- (6) 行政や地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域づくり活動に理解と熱意があり積極的に活動できる方
- (7) 普通自動車運転免許を有しており、日常的に運転している方(マニュアル免許取得者)。
- (8) パソコンやSNS等を活用できる
- (9) 町条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる者
- (10) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (11) 暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方

4. 勤務場所

町内の里親農家での研修および町農林振興課での農業行政活動

5. 募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年9月18日(金)まで

6. 問合せ及び応募書類提出先

朝日町農林振興課農政係
 TEL 0237-67-2114(直通) FAX 0237-67-2117
 Eメール nourin@town.asahi.yamagata.jp

◆ 朝日中学校1年生がりんごについて学ぶ

～中学校伝統の合格りんごづくり～

5月20日、朝日中学校1年生が総合的な学習の時間でりんごについて学びました。町農林振興課の職員が講師となり、生徒は朝日町のりんごづくりの歴史や現状、栽培方法等を学習し、その後青空の下で摘果作業を行いました。久しぶりの摘果体験で上手く実が取れずに苦戦する場面もありましたが、一生懸命に手際よく作業をしていました。今回作業したりんごは、受験を控える3年生に「合格りんご」として渡す予定で、今後も合格シール貼りや収穫作業を行います。



あとがき

「カイゼン(KAIZEN)」耳にしたことがあるのではないかと。国内自動車大手から生まれた、「ムダ・ムラ・ムリ」を徹底的に排除し、生産性・品質・安全を継続的に向上させ効率化を図るとい現場主導で生まれた世界に誇る活動である。多くの方々の農業への思いは、牧歌的で明るい農村のイメージが強い。農業と製造業では異なる面はあるが、お客様のために心を込めた物作りの点では同様である。経営継承が大きな課題となっている今、若い担い手には「効率化」はスムーズに耳に入ります。継承手段の一つとして、農業カイゼン(KAIZEN)に取組んではどうか。先人から引き継ぎ積み重ねてきた知識から知恵を絞り出すのです。知恵は無尽です。スムーズな経営継承に向け、経営者自らもこれまで以上の行動が求められ、人材育成は欠かせません。部下と向き合う際、「やってみせて、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ」との有名な格言があります。継承者との信頼関係づくりに相通じるものがあるのではないかと。「効率化と情熱」。生産者皆様の努力は必ず報われます。(卯月)

あさひりんごの郷協議会 発行責任者 会長 鈴木 浩幸 E-mail : asahiringonosato@gmail.com
 事務局 朝日町農林振興課内 〒990-1442 山形県朝日町大字宮宿1115 TEL (0237) 67-2114 FAX (0237) 67-2117

「りんごの郷みらい塾」農作業事故「ゼロ」への取組み

～農作業事故は 一瞬の気のゆるみから～

令和8年度第1回りんごの郷みらい塾は、里親農家の会、農業士会及び新規就農者等35名が参加し、全国的に増加している農作業事故への対応をテーマに開催しました。

中でも農作業事故による死亡要因は、農業機械での作業中による事故が多くを占め、特に農繁期である春から秋に多く発生しています。

農作業事故の増加の背景には、生産者の高齢化や近年の高温による熱中症等の影響が報告されています。このようなことから、今回のみらい塾では、農作業事故防止の心構えと農業機械の知識、そして、万一けがや事故が発生した場合に備えた応急手当を専門家の方々から指導いただきました。

もう一度日頃の作業を見直し、朝日町から農作業事故を「ゼロ」にしましょう。



真剣に聞入るみらい塾員

【アドバイスの概要】

<西村山地区農業機械士会> (白田忠一さん ~安全な農作業への心構え~)

- ・ 事故発生は、年齢が50歳以上で経験3年以下の者の事故割合が高い。
- ・ 事故は、一瞬の気のゆるみから起きる。機械操作は常に緊張感を持つこと。
- ・ 事故防止の具体策は、①機械の動作・装置確認、②圃場周辺の安全確認、③安全な服装と熱中症対策として、十分な水分補給と休憩が重要である。



<株丸山製作所> (石黒怜さん ~農業機械を正しく知ることから~)

- ・ 農業機械の性能を正しく把握し定期点検、使用前点検を必ず行うこと。
- ・ 農業機械のトラブル時は必ずエンジンをオフにして確認すること。
- ・ 農業機械に巻き込まれない服装やヘルメットを着用して作業を行うこと。
- ・ 基本動作を徹底することが、一番の事故防止につながる。



<西村山広域行政組合> (隊員 ~応急措置が命を救う 速やかに119番~)

- ・ 脚立からの落下等による骨折は、患部を枝とタオル等で固定し動かさないこと。
- ・ 草刈り機との接触による出血は、まずは傷口を圧迫し止血する。じかに血液に触れないようビニールやゴム手袋等を利用すること。
- ・ 人が倒れていたら緊急対処法(心肺蘇生とAED)を行うこと。
- ・ なにより、迅速に119番。畑は場所が特定しづらいので目印を伝えること。



【朝日町版】農業研修生・新規就農者・経営継承事業への支援

令和8年6月現在

募集・相談・調整段階

就農募集・PR

就農情報の発信【町・りんごの郷】
 ・チラシ・HP・SNS・マイナビ農業等により就農募集
 ・YouTubeによる新規就農者映像発信
 ・りんごの郷便り、Facebook、Instagramによる情報発信

就農フェア等への参加【町・受入協・りんごの郷】
 新農業人フェア参加による就農募集

地域おこし協力隊公募事業【町・受入協・りんごの郷】
 都市部からの意欲ある独立就農希望者を公募し特別支援を実施
 ①募集→②農業体験・書類審査（一次審査）→③事前研修（二次審査）→④面接・選考→⑤決定→⑥最大3年間の研修と農業行政活動

農業体験支援

短期農業体験【町・受入協】
 県外からの2日～1週間短期就農体験参加者の交通費について1万円を限度に補助

ぷち農業・農村くらし体験【県】
 県外からの希望者が1週間程度の農業体験を実施した場合に宿泊費や受入農家への謝金を支援
 ・体験者の宿泊費の1/2又は3,000円のうち低い額
 ・受入農家への支援 5,000円～7,500円/人日

お試し就農移住体験【県】
 県外からの就農希望者と雇用契約を結び、長期の就農体験に従事させた受入農家に対し、就農希望者への支払い報酬の一部を支援
 上限10万円/月、1か月以上6か月以内
 ※ぷち農業・農村くらし体験を利用した者

お試し雇用就農助成【県】
 県外からの就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対し支援
 10万円/月、最長4か月
 (雇用就農資金の対象外の雇用開始最長4か月)

継承支援

樹園地継承相談窓口【町・りんごの郷】
 ・樹園地、経営継承相談（出し手・受け手）
 ・樹園地、経営継承者の掘起し・把握

樹園地継承マッチング情報【りんごの郷】
 後継者がいない生産者（出し手）の樹園地を継承するため、出し手と新規就農者や規模拡大する農業者をマッチングするシステム



就農準備・継承

研修・就農準備支援

地域おこし協力隊【国】
 都市部から移住し独立就農する研修生に対し、技術・経営研修と農業行政活動を行う場合に支援
 年間345万円、最長3年

就農準備資金【国・町】
 独立就農を目指す研修生に対し支援
 年間165万円、最長2年
 ※就農予定時年齢50歳未満
 ※町外からの移住者は年間36万円上乗せ

研修生等宿泊施設の提供【町】
 町外からの研修生に対し農業研修生等宿泊施設への入居支援（シェアハウス）
 家賃：負担なし 光熱水費：自己負担

新規就農者家賃補助【町】
 研修期間中の家賃補助（町内の住居について賃貸契約を結んだ50歳以上の方）
 賃借料の1/2、上限1万円/月

技術研修支援

農林大学校入学支援事業【町】
 卒業後町内で就農予定の農林大学校等入学生の授業料を全額補助、最長2年

実践農業研修生受入支援【町】
 受入農家が研修生に支払う賃金等の補助
 経費の1/4、上限4万円/月、最長2年

継承支援

経営継承準備支援【県】
 第三者継承に必要な不動産鑑定や契約書作成等の経費の一部を支援（三親等以上）最大20万円

第三者移譲による離農給付金【町】
 経営移譲者（出し手）が離農・規模縮小する際に、生産可能な農地を第三者の認定新規就農者に移譲（売買）した場合に支援
 経営面積の9割以上の移譲 5万円/10a
 経営面積の5割以上の移譲 3万円/10a



就農開始

経営支援

経営開始資金【国】
 就農時50歳未満の認定新規就農者に対し支援
 年間165万円、最長3年

独立自営就農者定着支援事業【県】
 農業経営基盤を持たない50歳以上の認定新規就農者に対し支援、年間最大66万円、最長3年

経営開始支援助成【県】
 国の事業の対象とならない県外からの新規就農者（認定新規就農者以外）が営農するために必要な資金を助成 年間82.5万円（最長1年間）

新規就農者経営開始支援【町】
 国・県の事業の対象とならない50歳以上の認定新規就農者に対し、経営開始支援金を支給
 25千円/月、最長3年

青年等就農資金【金融機関】
 認定新規就農者に対する無利子貸付
 借入限度額3,700万円、償還期限17年以内（うち据置期間5年）

経営発展支援事業【国・県】
 就農時50歳未満の認定新規就農者に対し、機械・施設等の導入に係る経費を事業費上限1,000万円（経営開始資金受給者は事業費上限500万円）に対し補助 国1/2、県1/4
 ※就農時65歳未満の認定新規就農者 国3/10（新規就農者チャレンジ事業）

未来を育む農業担い手育成支援事業【県・町】
 ①担い手の経営発展の取組みへ支援
 認定新規就農者等（10年目までで販売金額1,000万円未満）による農業機械等の導入
 事業費上限額500万円、県1/3、町1/6
 ②担い手の営農定着の取組みへ支援
 経営継承予定の認定新規就農者以外の新規就農者（新規参入者、Uターン就農者等10年目まで）による農作業小屋の修繕や農業機械等の導入
 事業費上限額200万円、県1/3、町1/6

就農条件整備支援事業【町】
 国・県の事業の対象にならない認定新規就農者の就農計画に即した機械・施設等の購入費支援
 事業費の1/3又は100万円のいずれか低い額



技術・継承支援

経営継承サポーター設置支援事業【県】
 第三者継承を行う経営継承者（受け手）が経営移譲者（出し手）を働き手として雇用する場合、ノウハウ等を円滑に継承するための賃金への支援
 年間上限：1年目60万円、2年目30万円
 ※定着支援アドバイザー設置事業と重複利用不可

若手農業者研修補助【町】
 若手農業者の会による研修等への費用補助

定着支援アドバイザー設置事業【県】
 認定新規就農者や農業経営基盤を持たずに新たに農業経営を開始した者が、栽培技術や経営について相談できる「定着支援アドバイザー」を設置する際の費用を支援
 年間上限：1年目10万円、2年目5万円

農林大学校・農業技術普及課等の各種研修【県】
 新規就農支援研修、農業実践者セミナー、農業経営力養成講座、果樹栽培研修等の開催

住宅支援

空き家等改修支援【町 建設水道課】
 空き家バンクを介し、空き家を購入または賃貸する場合に改修費用の助成

持家住宅建築奨励補助【町 建設水道課】
 自ら居住する住宅の建設工事（住宅等の新築・増改築）を町内建設業者が施工する場合の助成

移住支援（地域おこし協力隊を除く）

移住者引っ越し費用補助事業【町 政策推進課】
 町外からの転入で1年以上定住する意思のある方に引越費用の一部を支援
 世帯最大10万円・単身最大5万円

若者・子育て世帯移住・定住支援事業【町 政策推進課】
 満30歳未満の方が新たに就業した場合、または中学生以下のお子さんがある子育て世帯が転入した場合に支援
 年額10万円×3年間（地域商品券）

米・味噌・醤油・県産食品詰合せを提供【県】※

移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助【県】※
 家賃の一部（上限1万円/月）を最大24か月分

若者世帯・子育て世帯移住支援金【県】※
 若者世帯（40歳未満）及び子育て世帯（15歳未満帯同）に最大40万円支給
 ※上記の3事業は県外からの移住前に「移住希望登録」に登録が必要 詳細はこちら→

